

毎週 月・水・金曜日発行

熊本県公報

目次

規 則

- 熊本県製菓衛生師法施行細則の一部を改正する規則 (生活衛生課)
- 熊本県建築士法施行細則の一部を改正する規則 (建築課)
- 栄養士法施行細則の一部を改正する規則 (健康増進課)

規 則

熊本県製菓衛生師法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十三年十二月十三日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県規則第四十六号

熊本県製菓衛生師法施行細則の一部を改正する規則

熊本県製菓衛生師法施行細則(昭和四十二年熊本県規則第四十号)の一部を次のように改正する。

第三条第二項中「省令第四条の二」を「法第四条第一項の規定に基づき定められた製菓衛生師試験基準(平成十二年厚生省告示第二百七十号)で定めるところにより試験科目」に改める。

別記第五号様式中

免許の取消処分を受けたことの有無 (ある時は、その理由及び年月日)	添付書類	1 戸籍抄本(外国人の場合は、外国人登録証の写し) 2 精神病又は麻薬、あへん、大麻若しくは覚せい剤中毒の有無を証する診断書 3 合格証書の写し又は合格証明書
--------------------------------------	------	---

免許の取消処分を受けたことの有無 (ある時は、その理由及び年月日) 有・無	添付書類	1 戸籍の謄本若しくは抄本若しくは住民票の写し(住民基本台帳法、昭和42年法律第81号)第7条第5号に掲げる事項を記載したものに限る。又は外国人登録証の写し 2 麻薬、あへん、大麻又は覚せい剤中毒の有無を証する診断書 3 合格証書の写し又は合格証明書
---	------	---

改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

熊本県建築士法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十三年十二月十三日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県規則第四十七号

熊本県建築士法施行細則の一部を改正する規則

熊本県建築士法施行細則(昭和二十六年熊本県規則第二十七号)の一部を次のように改正する。

第十一条第二項中「学科の試験に合格した者」の下に、「(他の都道府県知事が行った学科の試験に合格した者を含む。次条において同じ。)」を加える。

第十四条の見出し中「及び」の下に「試験結果の」を加える。
第十四条に次の二項を加える。

- 3 知事は、学科の試験に合格しなかった者にその旨及び当該試験の成績を通知する。
 - 4 知事は、設計製図の試験に合格しなかった者にその旨及び当該試験の成績を通知する。
- 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

栄養士法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十三年十二月十三日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県規則第四十八号

栄養士法施行細則の一部を改正する規則

栄養士法施行細則（昭和三十年熊本県規則第十五号）の一部を次のように改正する。

別記第一号様式中「本籍」を ^{本籍}「^{（国籍）}」
「又は戸籍抄本」を「^{本籍}」又は戸籍抄本

若しくは住民票の写し（住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第7条第5号に掲げる事項を記載したものに限り。）又は外国人登録証明書の写し、並びに「4 精神病又は伝染性の疾病の有無を証する医師の診断書」を添付。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

発行所 熊本印刷
平成十三年十二月十三日発行

印刷所

熊本印刷株式会社
熊本市国府四丁目一〇番八
電話（代）〇九六一二八六一三三



古紙配合率100%